公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年11月4日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：全世界（広域）ビッグデータ及び AI を活用した交通事故分析・交通安全対策に関する調査研究（プロジェクト研究）

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：全世界（広域）ビッグデータ及び AI を活用した交通事故分析・交通安全対策に関する調査研究（プロジェクト研究）

調達管理番号：26a00850

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年11月4日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：全世界（広域）ビッグデータ及びAIを活用した交通事故分析・交通安全対策に関する調査研究（プロジェクト研究）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2027年1月　～　2027年12月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

社会基盤部運輸・交通グループ第一チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年11月10日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年11月11日　12時まで
3	質問への回答	2026年11月16日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年11月20日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。

6	評価結果の通知日	2026年12月2日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

３． 競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%9

6%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５．　企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/wGZhhL5Pr6

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてく

ださい（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）

（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙３の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 調査の背景・経緯

従来、交通安全分野におけるデータ収集は、警察や道路管理機関が交通事故発生後に実施する現場調査や捜査結果に基づいて行われており、収集されたデータは事故原因の分析や再発防止策の検討に活用されている。

一方、開発途上国においては、交通事故データの収集・管理体制が十分に整備されていない場合が多い。交通事故情報が紙媒体で管理されていることに加え、報告・集計プロセスが標準化されていないこと、また、事故情報の収集・管理に従事する人員が不足していること等から、交通事故の実態把握やリスク分析が十分に行われていない。このため、科学的・統計的根拠に基づく交通安全対策の策定が困難となっており、危険箇所や事故発生要因が十分に特定されないまま、同様の事故が繰り返し発生するという課題が存在する。

世界保健機関（WHO）が公表した「Global Status report on road safety 2023」によれば、世界では年間約116万人が交通事故により死亡しており、そのうち92%が低・中所得国に集中している。こうした状況の背景には、交通事故データの不足やデータ収集・管理体制の脆弱さがあり、これらが効果的な交通安全対策の実施を妨げる要因の一つとなっている。

こうした課題に対し、近年では日本をはじめとする先進国において、ビッグデータやAI技術を活用した交通安全対策の取組が進展している。例えば、車両のプローブデータ、GPSデータ、モバイル端末データ、SNS上の投稿情報等を活用し、交通事故リスクの高い地点や走行環境上の危険要因を可視化する取組が進められている。

これらの技術・手法は、開発途上国においても活用される可能性を有している。例えば、世界銀行がケニアで実施した「Smart and Safe Kenya Transport（smarTTrans）」プロジェクトでは、SNS上の交通情報投稿やモバイルプラットフォームから収集したデータを、AI及び位置情報解析技術を用いて分析し、ナイロビ市内の交通事故データベースを構築した。その結果、ナイロビ市内で発生した交通事故の約半数が、市内道路の約5%の区間に集中していることが明らかとなった。この事例は、従来型の事故データ収集・分析体制が十分に整備されていない開発途上国においても、ビッグデータを活用することで事故リスクの高い地点を特定し、効果的な道路安全対策の立案につなげられる可能性を示している。

本調査では、ビッグデータやAI技術を活用した交通事故データ収集・分析に関する最新の動向及び実用化事例について、我が国を含む先進国の取組を中心に調査・分析を行う。また、その成果を踏まえ、従来十分な交通事故データが整備されていない開

発途上国等における交通事故分析や安全対策の立案への活用可能性を検証する。

第２条 調査の目的と範囲

（１）調査の目的

本調査は、ビッグデータ及び AI 技術を活用した交通事故原因の特定及び対策立案の現状、我が国含む先進国における実例及び他援助機関による途上国における活用事例を分析した上で、今後の JICA 事業での適用・展開可能性について分析・提言を行う。

（２）調査の範囲

「（１）調査の目的」を達成するために、「第３条　調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第４条 調査の内容」及び「第５条　調査の方針」に示す事項の業務を実施し、「第６条　報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第３条 調査実施の留意事項[1]

主たる調査地は日本とし、交通安全対策に活用可能なビッグデータ及び AI 技術の実例を調査し特徴（長所・短所）を比較整理した上で、日本における活用事例・活用可能性について確認し、今後の JICA 事業での適用・展開可能性について分析・提言を行う。

また、日本に加え、先進的な技術・手法の開発・活用実績や途上国への展開実績を有する国・地域を対象として海外調査を実施する。海外調査の対象としては、本分野において先進的な取組を実施している政府機関、研究機関、企業又は援助機関が所在する国を想定する。

なお、海外調査の主な目的は、①交通安全分野におけるビッグデータ及びAI技術活用に関する最新の技術・手法の把握、②援助機関、研究機関及び民間企業による最新の協力アプローチの把握である。このため、調査対象国・地域については、上記目的の達成に資すると認められる場合には、必ずしも先進国に限定せず、新興国や開発途上国を含め、受注者の提案を踏まえ柔軟に選定する。

なお、調査対象国・地域は、外務省危険レベル2～4に指定されていない国から柔軟に選定する。

第４条 調査の内容

（１）業務計画書の作成・説明及び協議
（２）文献レビュー及びヒアリング（机上調査）
（３）各援助機関の動向について調査
（４）インセプション・レポートの作成
（５）現地での調査（海外調査）
（６）途上国での活用可能性検討
（７）中間報告書の作成・説明
（８）今後のJICAの交通管理分野の取り組み方針に係る提言

[1] 海外調査の主な目的は、交通安全分野におけるビッグデータ及びAI技術に関する最新技術・手法の把握と、援助機関、研究機関及び民間企業による最新の協力アプローチの把握です。海外調査を実施する国・地域および渡航時のヒアリング候補先は、「第5条　調査の方針　（１）イ」の選定基準も参考とし、選定理由と共にプロポーザルにて提案願います。

（９）調査結果の対外発信
（１０）ファイナルレポートの作成

第５条 調査の方針
（１）文献レビュー及びヒアリング（机上調査）
ア　文献レビュー
既往文献、学術論文、政策文書及び関連資料等のレビューを通じて、日本を含む先進国を中心として、交通安全分野でのビッグデータ及びAI活用に係る研究動向、実用化の状況及び課題を整理する。また、国内の学術機関等と連携し、各技術・手法の特徴、導入条件及び適用上の留意点について分析を行う。

イ　有識者ヒアリング[2]
国内においてビッグデータを活用した交通安全分野の研究開発に取り組む研究者・学術機関、民間企業及び当該技術を活用する行政機関等を対象にヒアリングを実施し、本邦及び諸外国における技術開発の動向、実用化事例と実用化の段階及び今後の展望について把握・整理する。
ヒアリング先については、受注者の提案を踏まえ、研究者・学術機関、民間企業及び行政機関の各区分からそれぞれ少なくとも1機関・社を含む、計10機関・社以上を選定する。
なおヒアリング先は、交通安全分野に活用可能なビッグデータ及びAI関連技術の種類や特徴に関する知見を有するとともに、それらの活用事例、実用化・社会実装の状況、今後の活用可能性等について知見又は経験を有する機関・企業等を選定すること。
また、社会実装事例の一例として、日本では保険会社等によるテレマティクスデータを活用した自動車事故リスク評価や保険商品の開発・提供が進展していることを踏まえ、これらの取組についてヒアリングを実施し、開発途上国における交通安全リスクの推定及び交通安全対策への応用可能性と、導入上の課題について整理すること。

ウ　国内の現況把握
上記ア、イの結果を踏まえ、国内における事故情報データ収集・分析におけるビッグデータ及びAIの活用実態について現状及び課題を整理する。

（２）各援助機関の動向について調査
ビッグデータを活用した交通事故データ分析における世界銀行等の各援助機関による支援事例の概要を文献調査及びヒアリング（対面もしくはオンライン）を通して整理するとともに、「（３）現地での調査（海外調査）」において対面ヒアリングを実施すること等を通じて課題や教訓をまとめる。
また、援助機関による支援事例の確認に当たっては、事業の効果が期待どおりに発現したか、あるいは当初想定した成果が得られなかったかについて、その要因をヒ

[2] 有識者へのヒアリングは、本邦及び諸外国における技術開発の動向、実用化事例と実用化の段階及び今後の展望について把握・整理することを目的としています。「イ　有識者ヒアリング」の選定基準を参考とし、有識者・学術機関、民間企業、行政機関の具体的なヒアリング候補先及びその選定理由をプロポーザルにて提案願います。

アリングするとともに、今後の計画についても確認する。さらに、他国・他地域への展開可能性についても検証を行う。

（３）現地での調査（海外調査）
海外の援助機関、研究機関及び民間企業等による本分野における先進技術及び活用事例について確認を行う。

（４）途上国での活用可能性検討
（１）から（３）において整理したビッグデータ及びAI関連技術について、途上国の交通安全分野における活用事例及び適用条件を整理・分析の上、JICA事業にて想定する活用方法・活用スキームについて整理する。
なお、特定企業の製品・サービスそのものを導入することを前提にするのではなく、Google Maps、Open StreetMap、Waze等の地図・位置情報プラットフォームや各種AIサービスおよびSNS等の広く一般に利用可能なサービスを含め、各国の状況に応じて利用可能なデータソースや手法を組み合わせた協力アプローチに焦点を当てる。
また、途上国におけるデータ収集・分析体制の成熟度に応じて、段階的かつ汎用性の高い分析手法、実施体制について分析を行う。データ収集・分析体制の発展段階に関する仮説は以下の通り。

（仮説）データ収集・分析体制の発展段階
① 事故統計の収集に課題がある段階
事故データが十分に収集されていない、又は収集基準・手法が統一されておらず、信頼性のある事故統計を整備できていない。
② 事故データの蓄積・管理に課題がある段階
事故記録は存在するものの、紙媒体で管理されているなど電子化が進んでおらず、データの蓄積・管理・共有に課題がある。
③ 事故データの分析・活用に課題がある段階
事故データの電子化は進んでいるものの、分析体制や分析能力が十分でなく、政策立案や交通安全対策の検討に十分活用されていない。

（５）今後のJICAの交通管理分野の取り組み方針に係る提言
上記（１）から（４）までの調査結果を踏まえ、今後のJICAの交通安全分野における取組方針について検討し、提言を取りまとめる。提言には、開発途上国におけるビッグデータ活用の具体的手法、協力アプローチ、導入・運用上の課題及び留意点を含めることとする。

（６）調査結果の対外発信
ヒアリング対象者を含む国内外の交通安全分野の有識者に向けて、本調査の最終取りまとめ段階（2027年11月頃）に調査結果の対外発信を実施する。

第６条　報告書等
報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

別紙２：ファイナルレポート目次案

本調査で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	海外現地調査の1か月前	日本語	電子データ	
中間報告書（海外での現地調査結果）	海外現地調査帰国後1か月以内	日本語	電子データ	
ドラフト・ファイナルレポート	2027年10月末	日本語	電子データ	
ファイナルレポート	契約履行期間末日	日本語	製本	２部
			CD-R	３部

収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
    - データ格納媒体：CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
    - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

第７条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場

合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる

別紙１

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	海外調査の対象国および渡航時のヒアリング候補先とその選定理由	第３条　調査実施の留意事項
2	机上調査におけるヒアリング候補先とその選定理由 ※以下区分からそれぞれ１機関・社ずつ、計 10 機関・社以上を選定すること。 ① 研究者・学術機関 ② 民間企業 ③ 行政機関	第５条　調査の方針 （１）イ　有識者ヒアリング

別紙２

ファイナルレポート目次案

注）本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

１．調査概要
　（１）背景
　（２）調査目的
　（３）調査方法・アプローチ・体制
　（４）調査対象者・機関

２．交通安全分野におけるビッグデータ及びAI関連技術の動向
　（１）交通安全分野で活用可能なビッグデータ及びAI関連技術の整理
　　①　データ、技術・手法の種類及び特徴
　　②　適用条件、利点及び課題
　　③　日本国内及び海外における活用事例、実証及び実用化の段階と今後の展開
　（２）他の援助機関における支援事例
　　①　データ、技術・手法及び実施体制
　　②　成功事例または十分な成果が得られなかった事例、成否を左右する要因
　　③　今後の展開とJICA事業で活用する上での教訓

３．JICA事業における途上国への適用可能性
　（１）データ収集・分析体制の成熟度に応じた適用可能性
　　①　事故統計の収集に課題がある段階
　　②　事故データの蓄積・管理に課題がある段階
　　③　事故データの分析・活用に課題がある段階
　（２）導入・運用に必要な条件
　　①　途上国での導入・運用に際して必要な前提条件（技術、コスト、制度的条件等）及び課題
　　②　活用可能なJICAスキームの整理及び想定する活用方法

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：交通安全計画

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙３ プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（３号）】

① 対象国及び類似地域：全世界

② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2027年1月～2027年12月

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約10.50人月

２）渡航回数の目途　延べ3回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）配付資料／公開資料等：

１）配付資料

なし

２）公開資料

- 世界保健機関（WHO）「Global Status report on road safety 2023」
  Global status report on road safety 2023

- 「Smart and Safe Kenya Transport（smarTTrans）」
  Smart and Safe Kenya Transport (SMARTTRANS)

（４）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（５）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。外務省海外安全ホームページ（https://www.anzen.mofa.go.jp/）などにより最新の関連情報の入手に努め、また JICA 事務所が所在する国を渡航先として指定する場合には、当該国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の

安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案･別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上

限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】
49,817,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。
※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）
以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
２） 上限額を超える別提案に関する経費
３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について
本案件は定額計上はありません。

（５）見積価格について
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。
払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算す

る場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）その他留意事項

1）本案件は上半期決算の対象です。
決算に関する留意事項は経理処理ガイドラインの「決算について（上半期、年度末）」を参照してください。

別紙３：プロポーザル評価配点表

別紙３

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（２）要員計画／作業計画等	（10）	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**（－）**	**（4）**

以　上